

令和7年6月1日 現在

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 【概要】

施設名	医療法人社団 清峰会 村山中央病院
所在地	東京都武蔵村山市中藤 5-70
開設者	医療法人社団清峰会 理事長 奥脇 裕介
管理者	院長 岩村 国博

## 【標榜時間】

診療時間	月・火・水・金曜日	9時00分～12時00分
		14時00分～17時00分

診療に従事する医師については別記のとおりです(待合ホールへ掲示しておりますのでご参照ください)

- ・入院基本料について

当院は、療養病棟入院基本料を届出しております。療養病棟の場合、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員と入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。(看護職員 1 人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に明細を掲示しておりますのでご参照ください)

- ・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策及び栄養管理対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定し、7 日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

- ・入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院では、入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

((食)第 310656 号)管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

・ 関東信越厚生局への届出に関する事項について

基本診療料の施設基準に係る届出

◆療養病棟入院基本料 1	(療養入院)	第 312232 号	令和 5 年 3 月 1 日
◆診療録管理体制加算 2	(診療録 2)	第 310648 号	令和 4 年 7 月 1 日
◆データ提出加算 1 及び 3	(データ提)	第 315887 号	令和 4 年 7 月 1 日
◆入院時食事療養 (1)	(食)	第 310656 号	令和 4 年 7 月 1 日
◆機能強化加算	(機能強化)	第 311866 号	令和 4 年 4 月 1 日
◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料(在医総管)		第 302386 号	平成 31 年 1 月 1 日
◆在宅がん医療総合診療料	(在総)	第 912080 号	令和元年 10 月 1 日
◆オンライン診療料	(オン診)	第 311737 号	令和 3 年 1 月 1 日

特掲診療料の施設基準に係る届出

◆在宅療養支援病院	(支援病 2)	第 310203 号	令和 4 年 10 月 1 日
-----------	---------	------------	-----------------

・保険外負担に関する事項

## 保険外自費負担一覧

当院では、療養の給付と直接関係ないサービス等として認められているものについて、各々の負担額を定めております。使用量又は使用回数に応じた実費をご負担願います。

区分	単位	金額
一般診断書	1 通につき	5,500 円
生命保険に係る診断書	1 通につき	3,500 円
死亡診断書	1 通につき	6,600 円
エンゼルケアセット	1 回につき	3,500 円
エンゼルケア	1 回につき	20,000 円
インフルエンザワクチン(一般)	1 回につき	4,000 円
インフルエンザワクチン(65 歳以上) 市・区より助成がある場合	1 回につき	2,500 円

(税込み)

※インフルエンザワクチンをご希望の方は、市・区役所より発行された予診票をご記入の上、お申し込みください。

※インフルエンザワクチンは年度により料金変動があります。料金等は事務課までお問い合わせください。

令和 7 年 6 月現在

・明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われは検査の名称が記載されるものですので、その点の御理解いただき、ご家族の方が、代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

・入院時食事療養費および入院時生活療養費

当院では、入院時食事療養(1)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時かつ適温で提供しています。

入院時食事提供

入院したときに1食の食事にかかる費用のうち一部を食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）として被保険者の人に自己負担していただきます。

65歳未満の方		標準負担額(1食当たり)
一般の方(下記以外)		510円
指定難病患者		300円
低所得者	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
(住民税非課税)	過去1年間の入院期間が90日超	190円

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の人は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費+調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)の一部を生活療養標準負担額として自己負担していただきます。

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	一般の患者 ※下記該当なし		510円	370円
	指定難病患者		300円	0円
低所得者II	低所得II ※下記該当なし		240円	370円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	370円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円	
	指定難病患者	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	0円
過去1年間の入院期間が90日超		190円		
低所得者I	低所得者I ※下記該当なし		140円	370円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者		110円	370円
	指定難病患者		110円	0円